




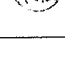



南那覇 (R6) ボイラー加熱管本体取替

件名 南那覇 (R6) ボイラー加熱管本体取替

図面名称 表紙

病院長	副病院長	総務課長	管理班長	営繕係長	営繕主任	ボイラー	電気	木工	作成者
									

自衛隊那覇病院

縮尺

図面番号
1 / 4

仕 様 書

- 1 件 名 : 南那覇 (R6) ボイラー加熱管本体取替
- 2 場 所 : 沖縄県那覇市赤嶺322 陸上自衛隊南那覇駐屯地内 (自衛隊那覇病院)
- 3 期 間 : 締結締結日 ~ 令和6年11月29日
- 4 概 要 : 2号缶ボイラー加熱管本体の取替、試運転調整 1式

- 5 一般事項
 - (1) 本仕様書は「南那覇 (R6) ボイラー加熱管取替」について適用する。
 - (2) 本仕様書に特記無き事項及び用語の定義については、国土交通省監修「公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編)」最新版及び製造元仕様並びにその他関係諸法規を遵守し実施すること。
 - (3) 取替時期及び工程等は、事前に監督官と打ち合わせを行うものとする。
 - (4) 本取替の写真は、着工前・施工中・竣工後及び監督官の指示する箇所を撮影し、A4判写真帳に整理後、監督官に提出するものとする。
 - (5) 本取替に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担ににおいて原形に復旧するものとする。
 - (6) 取替中は安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官に報告することとする。
 - (7) 本仕様書及び取替に際し、疑義等が生じた場合は、監督官と協議の上実施するものとする。
 - (8) 本取替で使用する材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみ使用する。
 - (9) 本取替では、原則として駐屯地の水道及び電力は使用できない。
 - (10) 負者側で仮設メーターを設けたいうえで、使用料を全額負担するものとする。
 - (11) 受注者は、作業終了後に現場の整理整頓及び清掃を実施することとする。
 - (12) 受注者は、自衛隊敷地内への立入り及び行動については当該駐屯地 (基地) の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は監督官等の許可を得るものとする。
 - (13) 監督官の指示書類は、速やかに提出するものとする。
 - (14) 南那覇駐屯地敷地内での喫煙は禁止とする。
 - (15) この契約により知り得た自衛隊に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。

6 特記事項

- (1) ボイラー本体諸元

製品名	単管式強制貫流ボイラ タクマックス
型 式	TM-800
換算蒸発量	800kg/h
伝熱面積	8.9㎡
最高圧力	10kg/cm ²
水圧試験圧力	16kg/cm ²
電 圧	200V
周 波 数	60Hz
燃焼装置型式	油圧噴霧式
燃 料	A重油
最大燃焼量	54.6L/h
製 造 年 月	1987.2
製 造 社 名	株式会社 タクマ
- (2) 取替加熱管諸元 (タクマックス仕様書抜粋)

型 式	単管式強制貫流
加 熱 管 規 格	CX10080-002K
材 質	JIS G 3461 ボイラー用継目無炭素鋼管
管 径	φ27.2×2.6 (製造元仕様による)
外 径 × 厚 さ	φ42.7×2.6 (製造元仕様による)
- (3) 加熱管を製造するにあたり、製造元が実施する各種試験の試験成績表等の製造物に関する証明書を監督官へ提出するものとする。

7 検査

検査は取替後に運転を実施し、異常無い事を確認のうえ現場合格とする。また、監督官が提出を求めた書類の提出をもって書面検査合格とし、現場及び書面両方の検査合格にて完了とする。手直しが発生した場合は、手直し終了後の再検査での合格をもって完了とする。

- (4) 取替に必要な工具類については、請負者の負担において準備した物を使用すること。
- (5) 加熱管取替の際、既存配管からの切り離し及び再接続を本取替に含むものとする。その際に発生する消耗品類 (パッキン等) がある場合は請負者側の負担とする。
- (6) 加熱管本体取替の際、既存のセンサー類及び配管類から取外し、新加熱管本体取付時に既存センサー類及び配管類を新加熱管本体に確実に接続すること。
- (7) 加熱管本体取付の際、既存煙道部分に確実に接続すること。
- (8) 加熱管本体取替後、水管からの水漏れが無い事を確認したうえでボイラー試運転を行い、異常無く運転可能である事を確認すること。
- (9) 本取替で発生した発生材については、金属屑のみ官側へ返納し、監督官の指定した場所へ運搬集積するものとする。その際、発生材調書を監督官に1部提出するものとする。また、金属屑以外の発生材については、受注者の負担において契約期間中に産業廃棄物処分を行い、マニフェストの写しを監督官に1部提出するものとする。
- (10) 取替完了後から1年間は保証期間とする。保証期間内にて、通常使用しているにもかかわらず本取替部分に不具合が発生した場合は、保証の対象とし、請負者の責任において無償修理を実施するものとする。また、保証書 (様式随意) を監督官へ1部提出すること。
- (11) 提出書類

ア 着工通知書	2部
イ 完成通知書	2部
ウ 工程表	2部
エ 現場代理人等通知書	2部
オ 材料搬入報告書	1部
カ 写真帳	1部
キ その他監督官が指示する書類	

8 図面

図面は取替後に提出し、監督官が提出を求めた図面を提出し、監督官が提出を求めた図面の提出をもって書面検査合格とする。手直しが発生した場合は、手直し終了後の再検査での合格をもって完了とする。

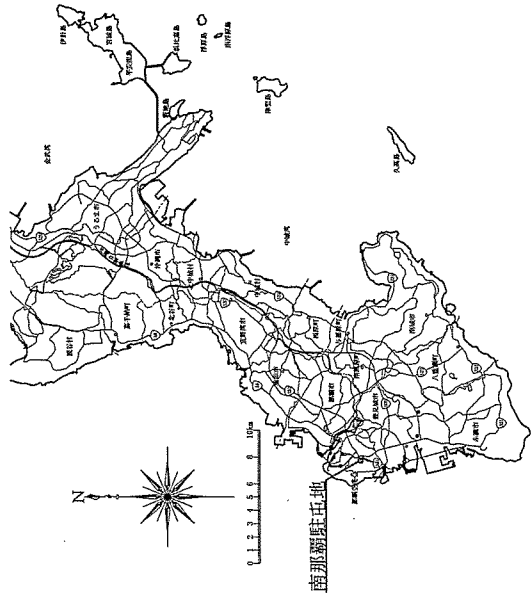
- (1) 図面名称

図面名称	仕様書
------	-----
- (2) 縮尺

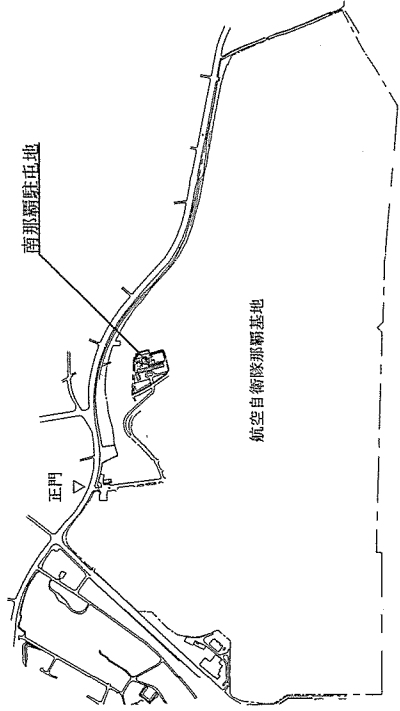
縮尺	—
----	---
- (3) 図面番号

図面番号	2 / 4
------	-------

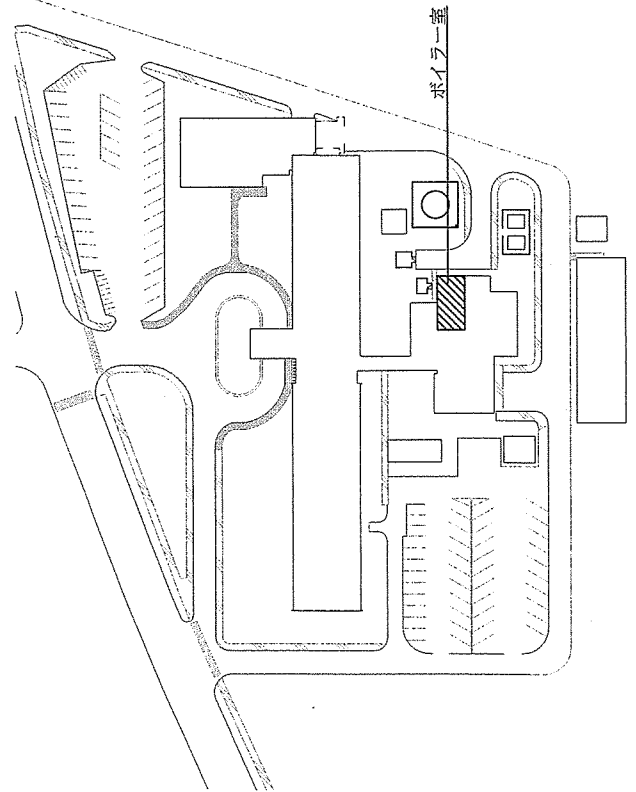
件 名	南那覇 (R6) ボイラー加熱管本体取替	
図面名称	仕様書	
自衛隊那覇病院	縮尺	—
図面番号	2 / 4	



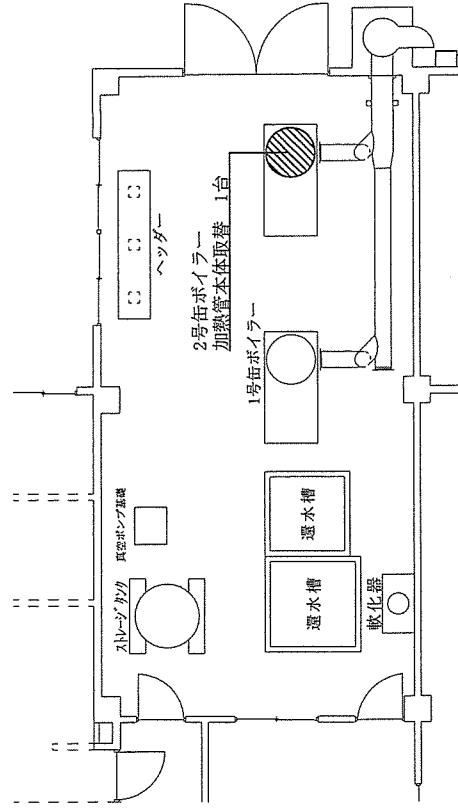
案内図



配置図

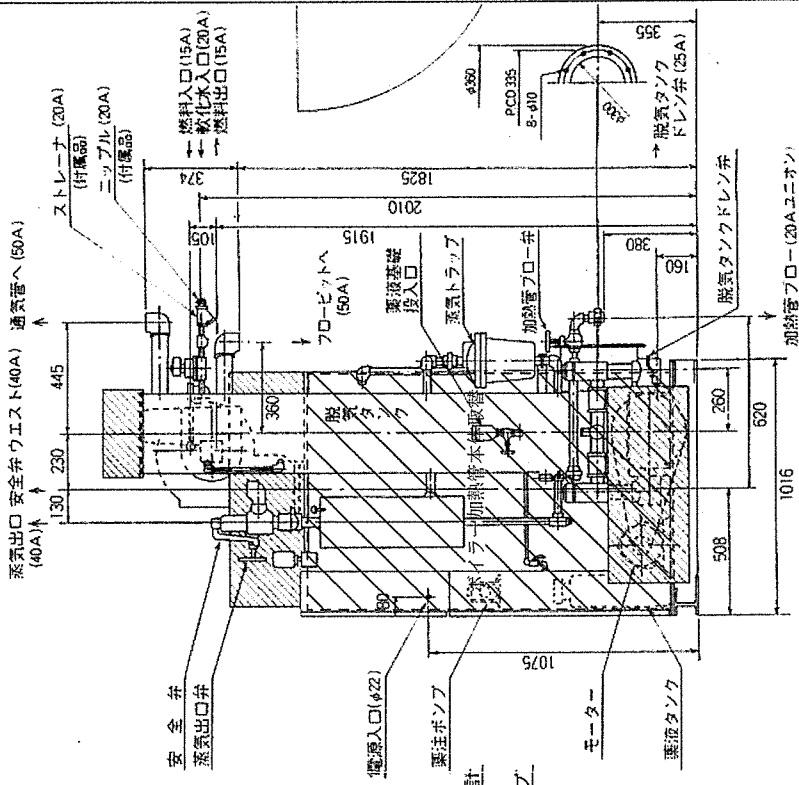


配置図

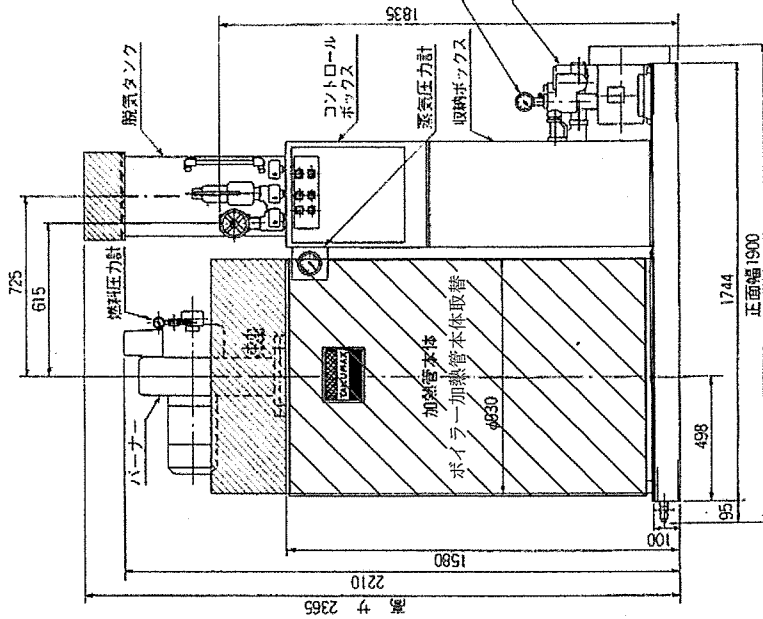


ボイラー室平面図

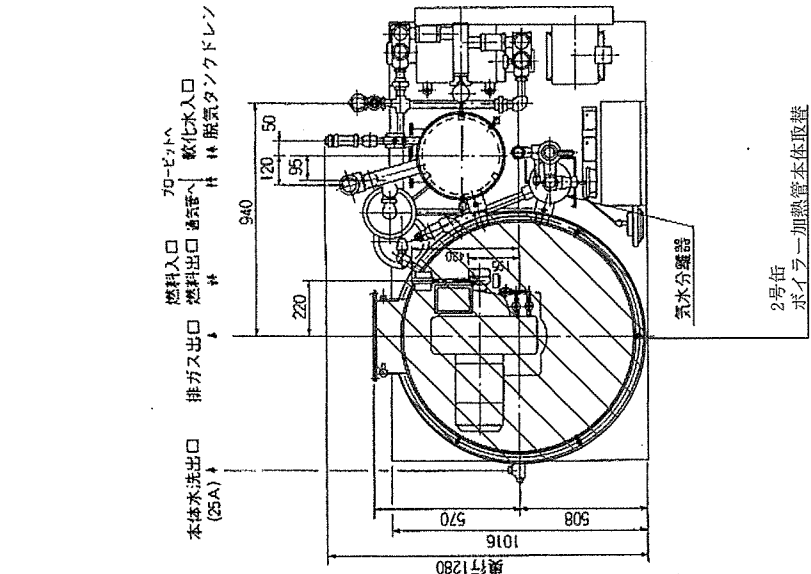
件名	南那覇 (R6) ボイラー加熱管本体取替		
図面名称	案内図・配置図・平面図		
自衛隊那覇病院	縮尺	—	図面番号
			3 / 4



側面図



正面図



平面詳細図

件名	南那覇 (R6) ボイラー加熱管本体取替
図面名称	ボイラー本体詳細図
縮尺	—
図面番号	4 / 4

※ボイラー加熱管本体取替の際、既存接続センサー及び配管類並びにバーナー等については、新加熱管本体に再接続するものとする。